

第 59 号議案

土地の取得について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

土地の取得について

下記のとおり土地を取得する。

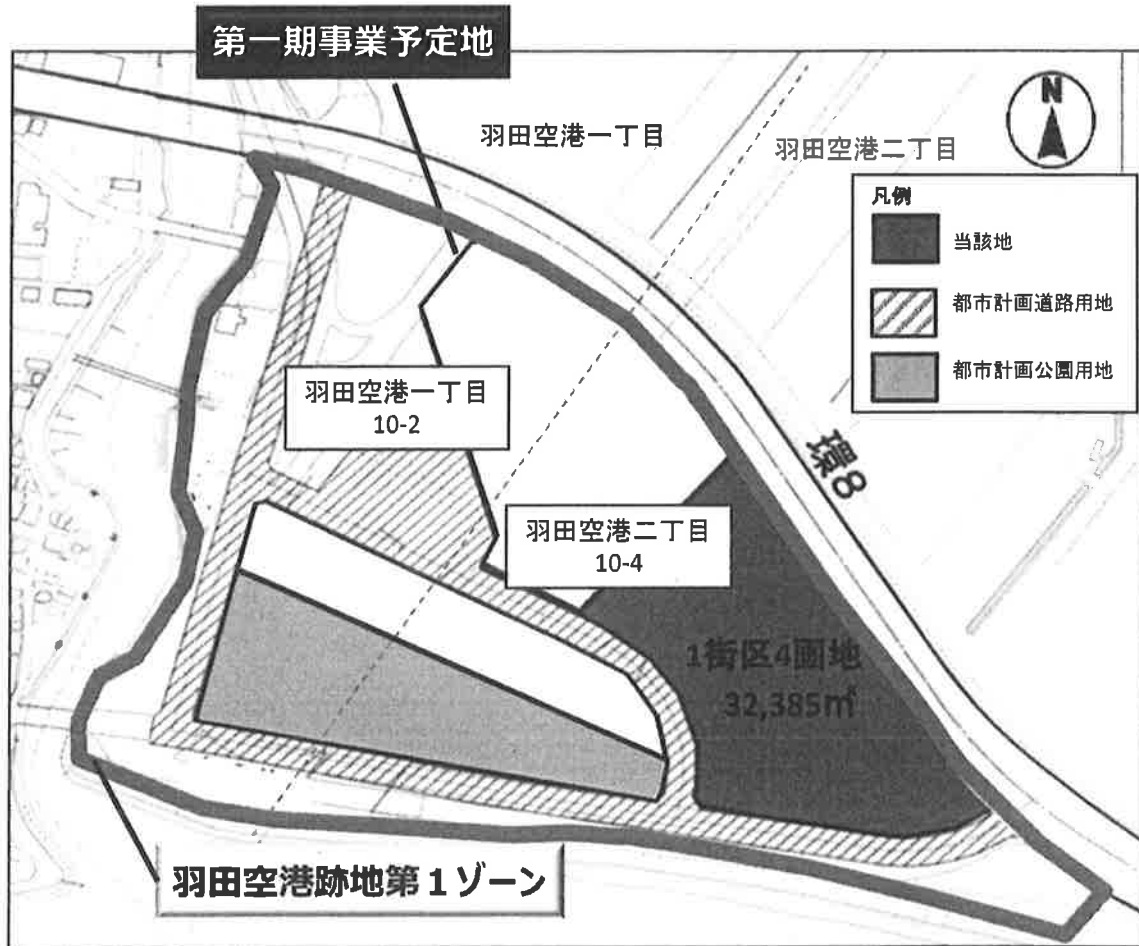
記

- 1 取得の目的 羽田空港跡地第 1 ゾーン整備事業（第一期事業）用地として使用するため
- 2 土地の表示
所 在 大田区羽田空港二丁目 10 番 4 の一部
(羽田空港跡地地区土地区画整理事業 1 街区 4 画地)
地 目 雑種地
地 積 32,385 平方メートル
- 3 取得金額 金 88 億 4,110 万 5,000 円
- 4 契約の相手方 国
分任契約担当官
関東財務局東京財務事務所長

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

羽田空港跡地第1ゾーン整備事業用地
所在 大田区羽田空港二丁目10番4の一部
(羽田空港跡地地区土地区画整理事業1街区4画地)



第 60 号議案

土地の取得について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

土地の取得について

下記のとおり土地を取得する。

記

- 1 取得の目的 羽田空港跡地第 1 ゾーン整備事業（第一期事業）用地として使用するため
- 2 土地の表示
所 在 大田区羽田空港一丁目 10 番 2 の一部及び羽田空港二丁目
10 番 4 の一部
(羽田空港跡地地区土地区画整理事業 1 街区 3 画地)
地 目 雑種地
地 積 26,573.33 平方メートル
- 3 取得金額 金 76 億 5,300 万円
- 4 契約の相手方 新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 田 中 伸 和

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

羽田空港跡地第1ゾーン整備事業用地

所在 大田区羽田空港一丁目10番2の一部

及び羽田空港二丁目10番4の一部

(羽田空港跡地地区土地区画整理事業1街区3画地)

第一期事業予定地



第 61 号議案

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1 契約の相手方

住所



氏名 菊 池 努

資格 公認会計士

2 契約期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 契約金額

1,188 万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

(提案理由)

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。

第 62 号議案

諏訪橋架替工事請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

諏訪橋架替工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 諏訪橋架替工事
新橋架設工
旧橋撤去工
護岸構築工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 3,004 万円
- 4 契約の相手方 大田区昭和島二丁目 4 番 3 号
リック株式会社 事業推進本部
取締役本部長 大 谷 文 男
- 5 工 期 契約有効の日から平成 32 年 3 月 13 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 63 号議案

芹ヶ谷橋構造改良工事請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

芹ヶ谷橋構造改良工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 芹ヶ谷橋構造改良工事
橋りょう上部工
橋りょう下部工
旧橋撤去工
河川構造物撤去工
仮設構台工
道路改良工
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 628 万円
- 4 契約の相手方 大田区上池台二丁目 20 番 2 号
株式会社佐々木組
代表取締役 小 林 光 一
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 11 月 29 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年
条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 64 号議案

都市計画道路補助第 44 号線整備工事その 12 (電線共同溝) 請負契約について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松原 忠 義

都市計画道路補助第 44 号線整備工事その 12 (電線共同溝) 請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 都市計画道路補助第 44 号線整備工事その 12 (電線共同溝)
電線共同溝整備
電力用管路 617.60メートル
通信用管路 600.80メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 9,602 万円
- 4 契約の相手方 大田区南馬込二丁目 13 番 3 号
株式会社伊藤組
代表取締役 伊藤 友 一
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 7 月 1 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例 (昭和 39 年 条例第 5 号) 第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 65 号議案

仮称大田区京浜島地区備蓄倉庫新築工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松原 忠 義

仮称大田区京浜島地区備蓄倉庫新築工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称大田区京浜島地区備蓄倉庫新築工事
鉄骨造 地上 1 階建
延床面積 737.00 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 5,812 万円
- 4 契約の相手方 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河津 修 平
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 2 月 28 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 66 号議案

大田区立清水窪小学校校舎増築工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立清水窪小学校校舎増築工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立清水窪小学校校舎増築工事
鉄骨造 地上 2 階建
延床面積 551.16 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 3,436 万円
- 4 契約の相手方 大田区久が原三丁目 27 番 10 号
小川建設株式会社
代表取締役 小 川 健
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 67 号議案

大田区産業プラザ自動火災報知設備更新工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区産業プラザ自動火災報知設備更新工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区産業プラザ自動火災報知設備更新工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 1 億 7,818 万 9,200 円
- 4 契約の相手方 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡・城南建設工事共同企業体
代表者 大田区本羽田三丁目 1 番 9 号
永岡電設株式会社
代表取締役 石 渡 光 男
構成員 大田区東矢口一丁目 12 番 22 号
株式会社城南サービス
代表取締役 磯 收 二
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 68 号議案

大田スタジアム施設改修機械設備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松原 忠 義

大田スタジアム施設改修機械設備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田スタジアム施設改修機械設備工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 3 億 4,560 万円
- 4 契約の相手方 大田区矢口一丁目 4 番 10 号
日本装芸株式会社
代表取締役 石 蔵 陽 一
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 6 月 14 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年
条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 69 号議案

旧大田区立大田区民センター取壊し工事請負契約について
上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

旧大田区立大田区民センター取壊し工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 旧大田区立大田区民センター取壊し工事
建物取壊し工事
樹木伐採・抜根工事
付属工作物撤去工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 4 億 1,580 万円
- 4 契約の相手方 大田区鶴の木二丁目 15 番 5 号
共栄・酒井建設工事共同企業体
代表者 大田区鶴の木二丁目 15 番 5 号
株式会社共栄興業
代表取締役 勝 間 洋 一
構成員 大田区南雪谷一丁目 6 番 6 号
酒井建設工業株式会社
代表取締役 酒 井 久 夫
- 5 工 期 契約有効の日から平成 31 年 5 月 31 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年

条例第5号) 第2条の規定に基づき、この案を提出する。